

金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認の免除（概要）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 24 年 3 月 9 日、警察庁及び金融庁にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

私は、全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）の任意継続被保険者であり、年 2 回、金融機関の窓口で 6 か月分の健康保険料の現金振込みを行っているが、10 万円を超えるため、その都度、金融機関から本人確認書類（運転免許証等）の提示を求められる。

振込みは所定の納付書を使用し、振込先も公法人で、振込目的も健康保険料の納付と明らかなのに、本人確認が必要なのは納付できない。

○ 金融機関における現金振込み時の本人確認

テロ資金供与の防止やマネー・ローンダリング対策のため、金融機関において 10 万円を超える現金振込みを行う際は、原則として運転免許証等により本人情報を確認し、その記録を保存することとされている。（犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条第 1 項及び同法施行令第 8 条第 1 項第 1 号タ）

○ 全国健康保険協会への健康保険料の現金振込みの取扱い

警察庁は、当省の照会に対し、本件振込みは、上記原則の例外を定めた主務省令の規定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニ）により、金融機関での本人確認の対象から除かれる取引に該当し、本人確認の対象外となると考えられると回答。

しかし、金融機関では、この取引が金融機関での本人確認の対象から除かれる取引であることの確証を得られないため、10 万円を超える現金振込みが行われる場合、窓口で本人確認を行っている実態にある。

（あっせん要旨）

警察庁及び金融庁は、全国健康保険協会に対する健康保険料の現金振込みが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引に該当し、本人確認が免除されることについて、同協会及び金融機関等関係機関への周知徹底を図る必要がある。また、全国健康保険協会以外にも、現金の振込先において、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置が行われ、振込金額、用途等も限定しているものがあるとみられることから、これらが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引とされるよう所要の措置を講じた上で、該当する機関を広く周知するとともに、金融機関の窓口で混乱が生じないよう措置する必要がある。

このあっせんにより、全国健康保険協会に対する 10 万円を超える健康保険料であっても、本人確認が免除されることが明らかになる。また、他にも既に本人確認等の措置が十分行われているとみられる取引について、本人確認が免除される旨の周知が図られることとなる。健康保険料振込み等の該当する取引の利用者は、健康保険証等を持参する必要がなくなり、金融機関にとっても、窓口での本人確認等の措置に要する時間と労力、コストの軽減が図られることが期待される。

※全国健康保険協会の任意継続被保険者数：40 万 6 千人（平成 22 年度末現在）



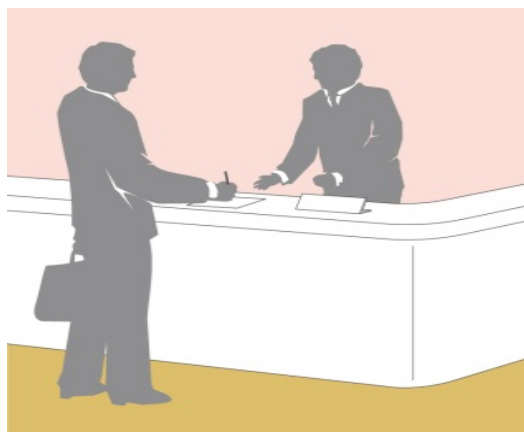
金融機関における本人確認の現状

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律により、金融機関において10万円を超える現金振込みを行う際には、原則として本人確認を義務付け
- 金融機関では、全国健康保険協会の健康保険料が本人確認の対象から除かれる取引である確証を得られないため、運転免許証、健康保険証等により本人確認を実施
- 全国健康保険協会は、「金融機関の窓口で10万円を超える現金で納付される場合は、本人確認のための証明書の提示を求められますので、免許証等の本人確認できる証明書をご持参ください。」と案内（全国健康保険協会ホームページから抜粋）

全国健康保険協会の
健康保険料の振込みなのに
本人確認が必要なんですか？

本人確認が免除される取引である
確証を得られないので、
本人確認が必要です。

金融機関の窓口



警察庁及び金融庁の意見

○ 警察庁

国・地方公共団体以外の公的な機関への 10 万円を超える現金振込みについて、公的な機関であることをもって本人確認を免除することは困難であると考えられるが、「全国健康保険協会」への「健康保険料」の現金振込みについては、原則として犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニに掲げる取引に該当することから、本人確認の対象外となると考えられる。

上記規定は、為替取引を伴う一定の取引のうち、商品又は権利の代金等の支払で、振込先が顧客等について本人確認に準ずる確認を行っているものについて、本人確認の対象外とするものであり、平成 22 年 3 月の施行規則の一部改正により追加されている（同年 4 月施行）。

○ 金融庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニの規定は、例えば、顧客が保険会社に対する保険料の支払や学校法人に対する入学金の支払を行うために 200 万円以下の送金を行う場合において、当該保険会社や学校法人において、犯罪による収益の移転防止に関する法律上の本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置を行っている場合を想定した制度となっている。

本制度の利用に当たっては、例えば、支払を受ける収納機関（債権者）と金融機関が本制度を利用することについて、合意する等の方法があると思われる。その場合、収納機関（債権者）は、金融機関に対し、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置を行っていることを明らかにする必要があると思われる。

なお、主要行に確認した限りでは、現時点では、本制度はあまり利用されていないとのことである。

全国健康保険協会 健康保険任意継続被保険者保険料「納付書」

72	全国健康保険協会 健康保険任意継続被保険者保険料 納付書 払込取扱票	口座振替
口座記号 番号	00160-9-903046	納付金額
取組機関 番号	49001	納付 番号
納付目的年月		納付 区分
		209

34

ご依頼人	日 附 印
CVS収納用	CVS収納用 CVS店番

口座記号 番号	00160-9-903046
納付金額	円
加入者名	
ご依頼人	
納付番号	
納付目的年月	
納付期限	
取組機関 口座番号	日 附 印

納付書兼領収証書		発行年月日
ご依頼人		
納付期限	納付 目的年月	円
納付金額	円	円
領収証書 上記金額を領収いたしました。		
お問い合わせ支部		日 附 印
白紙不要		

◇ 任意継続被保険者の皆様へ ◇

- この用紙の上半分が保険料を納めていただくための納付書となっています。保険料を納付される際には、ミシン目に沿って上半分を切り離してご使用ください。
- 【納付場所・方法】
 - ・ コンビニエンスストア（ご利用いただけるコンビニエンスストアは裏面をご覧ください。）
※ 納付金額が30万円を超える場合、コンビニエンスストアでは納付できませんのでご注意ください。
 - ・ 金融機関の窓口（ゆうちょ銀行・郵便局、みずほ銀行、三井住友銀行、農業協同組合、都道府県信用農業協同組合連合会）
※ 上記以外の金融機関の窓口では納付できませんのでご注意ください。
 - ・ ペイジーマークのついている金融機関のATM（ご利用いただける金融機関は裏面をご覧ください。）
 - ・ インターネットバンキングや携帯電話によるモバイルバンキングを利用されている方は、Pay-easy（ペイジー）又はモバイルレジを利用して納付することもできます。
- いずれの方法でも納付の際に手数料は必要ありません。
- この納付書については、上半分の（右票）「納付書兼領収証書」の面に表示している「お問い合わせ支部」へお尋ねください。

◇ 保険料納付期限について ◇

- 保険料の納付期限は、前納及び指定日を除き、毎月10日です。（ただし、10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その翌営業日となります。）
- 納付期限までに納付されなかった場合は、資格喪失となりますので、お納め忘れのないようご注意ください。
- 納付期限を過ぎた納付書は使用できません。

◇ 初めて保険料を納付される方へ ◇

- 資格取得により初めて納付される方には、納付期限を指定しますので、納付書の「納付期限」欄をご確認ください。
- 納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者資格を遡って取り消し、交付した被保険者証を返還していただきますのでご注意ください。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）（抜粋）

（本人確認義務等）

第四条 特定事業者（第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者（第八条において「弁護士等」という。）を除く。以下同じ。）は、顧客（同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。）又はこれに準ずる者として政令で定める者（以下「顧客等」という。）との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務（以下「特定業務」という。）のうち同表の下欄に定める取引（以下「特定取引」という。）を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項（当該顧客等が自然人である場合にあっては氏名、住居（本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項）及び生年月日をいい、当該顧客等が法人である場合にあっては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。）の確認（以下「本人確認」という。）を行わなければならない。

特定事業者	特定業務	特定取引
第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者	金融に関する業務その他の政令で定める業務	預貯金契約（預金又は貯金の受入れを内容とする契約をいう。第二十六条第一項において同じ。）の締結、為替取引その他の政令で定める取引

（本人確認記録の作成義務等）

第六条 特定事業者は、本人確認を行った場合には、直ちに、主務省令で定める方法により、本人特定事項、本人確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録（以下「本人確認記録」という。）を作成しなければならない。

2 特定事業者は、本人確認記録を、特定取引に係る契約が終了した日その他の主務省令で定める日から、七年間保存しなければならない。

（取引記録等の作成義務等）

第七条 特定事業者（次項に規定する特定事業者を除く。）は、特定業務に係る取引を行った場合には、少額の取引その他の政令で定める取引を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 第二条第二項第四十号から第四十三号までに掲げる特定事業者は、特定受任行為の代理等を行った場合には、その価額が少額である財産の処分の代理その他の政令で定める特定受任行為の代理等を除き、直ちに、主務省令で定める方法により、顧客等の本人確認記録を検索するための事項、当該特定受任行為の代理等を行った期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

- 3 特定事業者は、前二項に規定する記録（以下「取引記録等」という。）を、当該取引又は特定受任行為の代理等の行われた日から七年間保存しなければならない。

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）（抜粋）

（金融機関等の特定取引）

第八条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（第一号イからウまで、第二号イ、第三号イ、第四号イ、第五号イ及び第六号イに掲げる取引にあっては、犯罪による収益の移転に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるもの及び本人確認済みの顧客等との取引を除く。）とする。

一 法第四条第一項の表第二条第二項第一号から第三十三号までに掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引

タ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下タにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引であって、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うもの）にあっては、十万円）を超えるもの

○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）（抜粋）

（本人確認の対象から除かれる取引）

第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

七 令第八条第一項第一号タに掲げる取引のうち、次に掲げるもの

ニ 現金の受払いをする取引で為替取引を伴うもののうち、商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払のために行われるものであって、当該支払を受ける者により、当該支払を行う顧客等又は代表者等の、法第二条第二項第一号から第十五号まで及び第二十八号の二に掲げる特定事業者の例に準じた本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存に相当する措置が行われているもの（当該取引の金額が二百万円を超えるものを除く。）

（注） 下線は、当省が付した。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申し出られた行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

会議メンバーは、次のとおり。

(座長)	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉県女性センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	谷 昇	(社)全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長